

宮前区役所広告入り窓口用封筒の広告内容の掲載基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告入り窓口用封筒の広告内容の掲載基準及び広告内容、封筒の仕様等の決定に係る手続について定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広告内容の掲載基準(以下「掲載基準」という。)は、川崎市広告掲載基準第3条、第4条及び第7条の規定に準じるほか、次のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (2) 市又は区の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (3) 表現が、広告するものの本来の目的から逸脱するもの
- (4) 経済、外交問題等の主義又は主張を述べるもの
- (5) その他区長が区の事業の円滑な運営及び窓口業務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるもの

(使用期間)

第3条 封筒の使用期間は原則1年とする。

(寄贈の申出)

第4条 地域における区民サービスの向上及び地域企業等の育成・発展に寄与することを目的とした広告入り窓口封筒の寄贈の申出があった場合、特段の事情がない限り、寄贈を受けるものとする。

2 2以上の業者から前号の寄贈の申出があった場合も同様とする。

(決定に係る手続)

第5条 広告内容、封筒の仕様等の決定に係る手続は、この要綱に定める掲載基準に基づき、宮前区役所契約業者等選定委員会要綱の規定に準じて、宮前区役所契約業者等選定委員会で行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。